

現状と課題

- 社会環境や生活習慣の変化に伴い、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病による死亡が全死亡数の6割を占めています。生活習慣を改善し健康寿命の延伸を図るためには、適切な情報や学べる場の提供が必要です。
- 生活習慣病を予防するには、小児期から老年期までの各年代を通じた健康づくりに継続的に取り組むことが大切です。市民のリーダーとなり共に実践する市民組織の育成が必要です。
- 山間地を多く抱え医療機関も少ない本市では、病気が重症化してからの発見では治療も通院も困難です。小児期からの健康管理、各種健診の受診率向上などにより疾病の早期発見・適正受診に努めることが重要です。
- 現代社会は様々なストレスにより、心の健康が保ちにくい状況にありますが、特に近年は経済的な原因が加わって自殺が増加し、大きな社会問題となっています。相談体制の一層の充実とともに、未然防止のための知識の共有と地域や関係機関の連携が必要です。

生活習慣病による死亡数の推移

総人口は各年4月1日現在（単位：人）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
総人口	63,765	63,135	62,371	61,701
総死亡数	733	677	747	766
生活習慣病	463	403	445	452
悪性新生物	204	188	197	208
脳血管疾患	140	113	117	109
心疾患	111	98	121	130
糖尿病	8	4	10	5
自殺	32	20	27	26

(資料：住民基本台帳人口要覧・福祉保健年報)

ヘルスマイトの会員数の推移

(単位：人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
会員数	220	211	189	196	176

(資料：健康支援課)

【まちづくりの目標値】

項目	現状	目標
ヘルスマイトの人数（100世帯に1人を目標）	176人 （平成21年度末）	200人 （平成27年度末）

施策の展開

1. 健康づくり意識の啓発

①市民一人一人が自分の健康に関心を持ち、主体的に身体とこころの健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育・健康相談の開催や広報を活用して情報提供を行い、生活習慣病予防などに努めます。

【主要事業】

- ・健康づくり推進事業
- ・母子保健相談指導事業

2. 健康づくり推進体制の充実

- ①健康づくりの担い手となるヘルスマイト¹⁾に対し研修会を開催し、その育成に努め、市民の身近なリーダーとして自ら学んだことを地域に伝達普及する活動を支援します。
- ②ヘルスマイトを養成するセミナーを定期的で開催し、組織強化に努めます。
- ③健康運動指導士会や総合型地域スポーツクラブ等の関係団体との連携を図り、市民が継続的に健康づくりに取り組めるように支援します。

【主要事業】

- ・健康教育事業

3. 保健事業の充実

- ①疾病の早期発見・適正受診のために乳幼児健診や住民健診、がん検診などの各種健診と事後フォローの充実を図ります
- ②食育の推進や食生活の改善を図るとともに、運動の習慣化や禁煙の普及に努めます。
- ③病気の悪化防止と心身の機能の維持回復のために、リハビリテーションが受けやすい体制づくりを図り、その人らしい生活が送れるように支援します。
- ④感染の恐れがある疾病の予防及びまん延を防ぐために、各種予防接種を実施します。

【主要事業】

- ・乳児健康診査事業
- ・幼児健康診査事業
- ・胃がん検診事業
- ・大腸がん検診事業
- ・母子健康診査委託事業
- ・予防接種事業

4. 心の健康対策

- ①心の健康問題への対処方法、自殺予防についての正しい知識の普及啓発、相談体制の更なる充実を図ります。
- ②医療の面のみならず、産業や教育などの分野及び地区組織とも連携し、知識と情報を共有しながら、自殺予防のために包括的な取組を実施します。
- ③県やこころのケアセンターとの連携を強化し、自殺予防対策のモデル地区を選定し、高齢者のうつスクリーニングの実施や自死遺族の支援など地域の実態に即した対策を積極的に推進します。

【主要事業】

- ・地域精神保健促進事業

1)ヘルスマイト：食生活改善推進員の別称。「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、バランスのとれた生活習慣の定着を自発的な活動と公的活動の両面からすすめる地区組織。

現状と課題

- 県立十日町病院は、老朽化や中越大震災による被災などにより、早期の改築が求められています。改築後の新たな十日町病院は、2.5次医療を担う急性期に特化した病院としての機能が望まれています。
- 県下7医療圏域の中で魚沼圏域は、10万人当たりの医師数が最も少なく、本市においても県平均188人に対して128人という状況にあり、医師をはじめとする医療技術者の確保が緊急の課題です。
- 急速な高齢化の進行や社会環境の変化に伴い、生活習慣病や精神疾患などからくる医療需要はますます増加し、その内容も多様化しており、医療体制の充実が課題です。
- 本市の救急医療体制は、休日の一次救急医療²⁾については在宅当番医制で、二次救急医療³⁾については病院群輪番制⁴⁾で対応していますが、小児科救急外来をはじめ、時間外救急診療が増加しており、夜間帯の診療体制が未整備となっています。一方で救急医療については、医師をはじめ医療従事者が過重労働になっている現状があります。
- 平成21年4月に新型インフルエンザが海外で発生した以降、国内への侵入及び地方への感染は大変な勢いで拡大し、予防対策に市民、医療機関及び行政も混乱しました。新たな感染症に対する危機管理体制の構築と医療提供体制整備が必要です。

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
診療所施設整備資金預託	1件 (平成21年度)	2件 (平成27年度)
看護師・理学療法士等修学資金貸与	8人 (平成21年度)	10人 (平成27年度)

2)一次救急：入院治療を要しない救急患者に対する救急医療のこと。

3)二次救急：入院治療を要する重症救急患者に対する救急医療のこと。

4)病院群輪番制：病院が輪番制を組み、医師を配置して救急患者の診療に当たること。

1. 医療施設整備の推進

- ① 県立十日町病院の早期改築と機能強化による中核病院化に向けて取り組むとともに、周辺環境整備を推進します。また、県立松代病院においても、地域にとって必要な医療を提供できるよう医療施設の確保に努めます。
- ② 魚沼地域全体と十日町地域の医療の高度化と救急医療の充実を図るため、魚沼基幹病院（仮称）の早期建設に向けて3魚沼の広域市町及び関係団体との連携を強化します。

【主要事業】

- ・ 地域中核病院建設推進事業
- ・ 地域中核病院周辺整備事業

2. 医療技術者の確保

- ① 診療所施設整備資金融資事業や看護師・理学療法士等修学資金貸与事業の充実に努めます。

【主要事業】

- ・ 地域医療対策事業
- ・ 看護師・理学療法士等修学資金貸与事業

3. 医療体制の充実強化

- ① 医療機関や医師会などの協力を求め、病院と診療所が連携した医療サービスの確保に努めます。
- ② 市が運営している国保診療所の健全な運営に努めます。
- ③ 新たな感染症に対応するため、地域中核病院や地元医師会との連携を強化し、緊急時には発熱外来の設置や重症患者の診療等が速やかに実施できるよう体制づくりに努めます。

【主要事業】

- ・ 休日在宅当番医制事業

4. 救急医療体制の充実

- ① 医療機関や医師会などの協力を得ながら、休日夜間の診療体制の整備に努めます。また、病院群輪番制については継続して実施します。
- ② 地域中核病院の改築に併せて、ワークステーションの併設を検討します。

【主要事業】

- ・ 休日在宅当番医制事業
- ・ 病院群輪番制病院運営事業

5. 適正受診の啓発

- ① 休日・時間外診療による医療従事者の過重労働、地元離れや医療事故、ひいては地域医療体制の弱体化が懸念されていることから、市民にかかりつけ医を持ち、通常の診療時間に適正な診療科で受診すること（適正受診）を啓発します。

【主要事業】

- ・ 住民の医療参加促進事業

施策 (1) 地域福祉の推進

現状と課題

- 近年、地域コミュニティが持っていた問題解決能力などが低下してきています。このため、市民一人一人が自分の地域の福祉課題などを少しでも早く把握し、具体的な支援方法などを考え活動していくためのシステムづくりが必要です。
- 少子高齢化が進み、福祉制度も著しく変わってきていますが、現行の介護保険制度や障がい者施策の中では、利用者が必要とする十分なサービスを受けられないという現実があります。このような中でボランティアの果たす役割が注目されています。これからは公的支援にボランティア活動の協力を合わせた取組が求められることから、その育成と支援が必要です。
- 保健・医療・福祉の総合的なサービスを充実していくことが重要な課題となっています。生活弱者が自立し、積極的に社会参加できる環境整備を図るとともに、安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりを進める必要があります。
- 近年、高齢者世帯や障がい者世帯での生活保護受給割合が増加しているとともに、疾病や失業が原因で生活保護が開始されるケースもあります。また、生活弱者や生活支援を必要とされる世帯にあっては、自立に向けた相談や支援の充実を図っていく必要があります。

十日町市のボランティアグループ及び参加者（会員）の数

平成 22 年 3 月 31 日現在

主たる活動内容		市全体	地区別内訳				
			十日町	川西	中里	松代	松之山
計		125(2,542)	42(978)	30(840)	19(367)	13(222)	21(135)
施設	掃除、作業	2(76)		1(74)			1(2)
	上演、演奏	10(140)	1(2)	5(39)	1(79)	2(11)	1(9)
	レク活動支援	3(30)	1(11)		1(10)	1(9)	
	話し相手	5(112)	1(30)			1(17)	3(65)
	身の回りの介助(外出含む)	4(266)		3(222)	1(44)		
地域・在宅	環境整備 *1)	4(168)	1(44)	2(99)		1(25)	
	屋根雪除雪	1(53)		1(53)			
	絵本の読み聞かせ	5(67)	2(23)	1(17)	1(14)	1(13)	
	話し相手、交流活動 *2)	76(922)	29(554)	14(196)	12(63)	6(76)	15(33)
	食事サービス	7(582)	1(215)	2(128)	2(142)	1(71)	1(26)
	子育て支援(障がい児者支援含む)	4(58)	3(46)	1(12)			
	手話通訳	2(37)	1(22)		1(15)		
	点訳	1(6)	1(6)				
音声訳	1(25)	1(25)					

※ () 内は参加者(会員)数

(資料：十日町市社会福祉協議会十日町ボランティアセンター)

※*1)は災害支援関係団体含む(十日町1、川西1)

※*2)話し相手、交流活動の増加の要因はサロン実施の増加によるもの

生活保護世帯の推移

各年度3月末現在

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保護世帯数(世帯)	147	161	171	174	190
保護人員数(人)	183	206	216	212	236
保護率 % (1,000人当たり)	3.0	3.3	3.5	3.5	3.9

(資料：福祉事務所)

施策の展開

1. 地域福祉推進体制の整備

④ 地域福祉推進の中心となる民生委員・児童委員や地区福祉会などの福祉団体と連携を取りながらネットワーク化を図り、温かみのある福祉施策の推進に努めます。あわせて、地区福祉会未設置地区についても設置を働きかけます。

【主要事業】

- ・十日町市社会福祉協議会活動支援事業

2. ボランティアの育成と活動支援

④ 高齢者や障がい者などの生活弱者が安心して生活するためには、行政が行う福祉サービスだけでなく、除雪ボランティアなど地域の特性に応じて活動するボランティアの役割が非常に重要となることから、人材育成と組織化を促進し、積極的な活動が行えるよう支援をします。

【主要事業】

- ・十日町市社会福祉協議会活動支援事業
- ・地域活動支援事業

3. 福祉のまちづくりの推進

- ① 福祉のまちづくりを推進するため、市民の社会参加・交流の場となる公共施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者などに配慮した整備に努めます。
- ② 民間施設においても、高齢者や障がい者が利用しやすい施設への積極的な改善・導入を促進します。
- ③ 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者団体などとの連携を強化し、就労支援の充実に努めます。
- ④ 高齢者及び障がい者が生活しやすい住宅への改築・改造を推進し、既存の制度の充実に努めます。

【主要事業】

- ・福祉のまちづくり事業
- ・障がい者自立支援特別対策事業
- ・障がい者就労支援事業
- ・高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業

4. 低所得者福祉の充実

- ① 実情を的確に把握して、きめ細かな助言や指導を行うとともに、就労可能な年齢層への適切な支援を行うなど、自立助長を図っていきます。
- ② 生活福祉資金貸付制度や就学支援事業など各種扶助事業を活用し、総合的な支援を行います。
- ③ 介護保険施設利用者の利用料負担の軽減を図ります。
- ④ 要援護世帯に対して屋根雪除排雪経費を助成します。

【主要事業】

- ・自立支援法就労支援事業
- ・十日町市社会福祉協議会活動支援事業
- ・介護保険低所得利用者負担対策事業
- ・要援護世帯除排雪援助事業
- ・生活保護受給者就労支援プログラム事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
福祉ボランティア参加者数	2,475人 (平成 21 年度末)	2,600人 (平成 27 年度末)

現状と課題

- 出生率の低下や長寿社会の到来により、全国的に高齢化が急速に進んでいます。本市においても 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 21 年は 31.4% となっており、県平均の 26.0% を上回っています。
- 高齢者が豊かな経験や知識を生かしながら、生きがいをもって生活できるよう、多くの人との交流機会や就労の場の提供など、社会参加への支援が必要となっています。
- 高齢化社会の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が更に増加することが予想されます。高齢者の自立支援を始め、一人一人のニーズに合わせた介護予防や介護サービスを提供する必要があります。
- 介護サービス意向調査の結果によれば、施設で介護を受けるより自宅で介護を受けたいとの意向が多くあります。このため、高齢者が地域の中で安心して暮らし、自宅で自立した生活を少しでも長く営むことができるための支援が必要です。また、高齢者を地域で支え合う体制づくりを促進していく必要があります。

高齢人口の推移

各年 4 月 1 日現在 (単位: 人・%)

区 分	総人口	老 年 人 口			
		65 歳以上	割合	75 歳以上	割合
平成 19 年	62,371	18,855	30.2	10,132	16.2
平成 20 年	61,701	18,925	30.7	10,451	16.9
平成 21 年	61,052	19,178	31.4	10,684	17.5

(資料: 住民基本台帳人口要覧・人口移動統計調査)

高齢者世帯の状況

各年 4 月 1 日現在 (単位: 人)

区 分		世帯数	男	女
平成 19 年	高齢者のみ世帯	2,062	2,058	2,190
	ひとり暮らし老人	1,436	374	1,062
平成 20 年	高齢者のみ世帯	2,097	2,098	2,239
	ひとり暮らし老人	1,499	397	1,102
平成 21 年	高齢者のみ世帯	2,161	2,155	2,284
	ひとり暮らし老人	1,508	410	1,098

(資料: 福祉課)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
集落安心づくり事業実施集落数	41 集落 (平成 21 年度末)	60 集落 (平成 27 年度末)
高齢者等緊急通報システム設置台数	382 台 (平成 21 年度末)	440 台 (平成 27 年度末)
家事型ホームヘルプサービス利用世帯数	40 世帯 (平成 21 年度末)	70 世帯 (平成 27 年度末)

1. 社会参加と生きがいづくりの推進

- ① 地域とのふれあいを推進し、高齢者の集いの場の創出や、参加しやすいスポーツ・レクリエーション活動などの充実・支援を図ります。
- ② 豊かな経験・知識・技能を生かしながら老後を過ごせるよう、関係機関・団体との連携を強め、地域などで活躍できる場の提供に努めるとともに、働く機会の確保を図ります。

【主要事業】

- ・ 生きがい対応型デイサービス事業
- ・ 高齢者の生きがいと健康づくり事業
- ・ 高齢者匠の技競技会事業
- ・ たっしやで100事業
- ・ 十日町地域シルバー人材

2. 在宅福祉サービスの充実

- ① 高齢者が住み慣れた自宅で安心して日常生活を営めるよう、緊急通報装置などの生活支援サービスの充実を図るとともに、地域での見守りや安否確認体制づくりを促進します。
- ② 高齢者に関する相談窓口を充実させるため、地域包括支援センターなどとの連携を十分に図りながら在宅福祉サービスを推進します。

【主要事業】

- ・ 集落安心づくり事業
- ・ 寝たきり老人等介護手当支給事業
- ・ 高齢者等緊急通報システム貸与事業
- ・ 軽度生活支援事業
- ・ 地域包括支援センター運営事業

3. 福祉施設の整備・充実

- ① ひとり暮らし高齢者などの自立した生活を支援するために、高齢者などの入居施設の整備を図ります。
- ② 施設介護を必要とする高齢者のニーズを把握しながら、計画的に特別養護老人ホームや短期入所施設などの施設サービスの充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 中里地域社会福祉施設改修事業
- ・ 松之山地域高齢者福祉施設整備事業

4. 介護及び介護予防サービスの充実

- ① 高齢者が要支援や要介護状態にならず、元気で活動的な生活を続けることができるための取組を進めます。また、介護予防の情報提供や健康の維持・増進を図るための軽体操や水中運動など、誰でも気軽に参加できる事業を推進します。
- ② 介護サービス提供事業者と連携し、ケアマネージャーの資質の向上を図るなど、居宅介護サービスにおける支援体制を充実します。
- ③ 介護サービスの充実を図るために介護従事者など資格取得の支援を推進します。
- ④ 要支援や要介護のおそれのある高齢者に、地域包括支援センターが、その人に合った介護予防プランを作成し、介護予防に努める体制を推進します。
- ⑤ 高齢者虐待防止など的高齢者の権利擁護を推進します。
- ⑥ 地域による認知症高齢者の見守りや介護家族への支援体制づくりを促進するとともに、認知症予防事業を推進します。

【主要事業】

- ・ 介護予防運動教室事業
- ・ 認知症予防事業
- ・ 地域包括支援センター運営事業
- ・ 地域ケア会議設置事業
- ・ 家族介護教室・家族交流事業

現状と課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会を目指し、障がいの種別にかかわらず、必要な福祉サービスを利用できるよう新たなサービス体系を進めています。
- 障がい者が家庭や地域で自立した生活を続けるために、必要なサービスが提供できる体制づくりを図り、一般就労及び授産施設への支援を強化する必要があります。
- 障がい者が希望する施設に入所や通所できるように、周辺市町や市内の施設配置を考慮しながら、グループホームや日中活動サービス提供施設の整備を図る必要があります。
- 発達障がいなどがある人に対しては、乳幼児期からの一貫した支援を行う必要があります。
- 障がい者が地域で生活するためには、障がいに対する正しい理解を啓発していく必要があります。

身体障がい者の現状

平成 21 年度末現在 (単位: 人)

区 分	平成 21 年度
合 計	2,417
視覚障がい	181
聴覚障がい・平衡機能障がい	243
音声言語機能障がい	56
肢体不自由	1,397
内部障がい	653

※重複障がい者がいるため、合計欄の計算は一致しません。

知的障がい者の現状

平成 21 年度末現在 (単位: 人)

区 分	平成 21 年度
知的障がい者総数	414

精神障がい者の現状

平成 21 年度末現在 (単位: 人)

区 分	平成 21 年度
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	222

(資料: 福祉課)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
グループホーム・ケアホームの利用者数	77 人 (平成 21 年度末)	130 人 (平成 27 年度末)

施策の展開

1. 早期療育体制の充実

- ① 障がいの早期発見や適正療育を推進するため、医療機関や保育園と連携を図るとともに、乳幼児健診及び療育相談の充実に努めます。
- ② 障がい児（者）に対して家庭や地域が理解と認識を深めるとともに、福祉、医療、保健、教育の各分野が連携し、障がいの発見から相談・指導・支援に至るまでの一貫した療育体制の充実に努めます。

【主要事業】

- ・ 乳児健康診査事業
- ・ 幼児健康診査事業
- ・ 児童福祉施設整備事業（発達支援センター・児童デイサービス施設整備）

2. 自立と社会参加への支援

- ① バリアフリーのまちづくりを促進し、障がい者の住みよいまちづくりに努めます。
- ② 障がいのある人が社会参加しやすい環境にするために、交通費助成など必要な支援を行います。
- ③ 関係機関や事業主などの協力を得ながら、障がい者の就労の場の確保に努めます。また、市の業務の中で授産施設が受託可能なものを積極的に発注し、障がい者の工賃水準の引き上げを目指します。
- ④ 精神障がい者の在宅支援体制の確立や生活指導・相談業務などの拡充に努めます。
- ⑤ 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、文化・スポーツ活動などの場を提供します。

【主要事業】

- ・ 重度心身障がい児者交通費助成事業
- ・ 障がい者就労支援事業
- ・ 障がい者自立支援特別対策事業

3. 福祉施設の整備・充実

- ① 障がい者のニーズを把握し、周辺の市町や関係団体との調整を図りながら、障がい者施設の効率的な整備を促進します。

【主要事業】

- ・ 中里地域社会福祉施設改修事業
- ・ 地域生活支援事業

4. 在宅福祉サービスの充実

- ① 障がい者の生活支援とともに、家族の負担が軽減されるよう、医療費助成や在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ② 在宅での障がい者の支援や社会参加を図るため、障がい者の相談体制や訪問活動の充実に努めます。

【主要事業】

- ・ 重度心身障がい者医療費助成事業
- ・ 重度心身障がい児者介護手当支給事業
- ・ 重度心身障がい児者おむつ給付事業
- ・ 地域生活支援事業

5. 啓発・広報活動の推進

- ① 障がいのある人が安心して生活できる社会を目指し、障がいに対する正しい理解がなされるように広報紙などを通じた周知に努めます。

現状と課題

- 女性の社会参加や就労機会の拡大と保護者の労働条件が厳しさを増す中で、子育てと仕事の両立を支援するために保育サービスや放課後児童対策の充実などが求められています。このため、保育サービスの拡充、子育て支援センターの充実、放課後児童クラブなどの取組が必要です。
- 少子化や核家族化に伴い、地域での子どもとの関わりが少なくなったり、家族の絆が弱くなり子育てに不安を持つ親が多くなったりしてきています。これらのことから児童虐待にまで発展することがあります。このため、子育てに関する相談や支援の体制、子育てネットワークなどの整備を図り、児童の健全な育成を目指した取組が必要です。
- 少子化の進行により園児数が減少している一方で、老朽化が進んでいる施設もあることから、保育園の適正な配置や公立保育園の民営化を行うことが必要です。
- 安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、乳児・児童の医療費助成事業などの充実が求められています。

保育園等入園児童の推移

各年4月1日現在（単位：人）

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	
就学前児童数	2,839	2,790	2,711	2,680	2,609	
施設入園児童数	計	1,816	1,797	1,791	1,756	1,790
	公立保育園	783	759	745	746	775
	私立保育園	569	624	660	659	660
	へき地保育園	174	165	179	170	170
	私立幼稚園	282	244	200	176	177
	つくし園	8	5	7	5	8

※公立・私立保育園児童数には広域入所委託児童を含む

（資料：子育て支援課）

児童年齢別入園者数

平成 22 年 4 月 1 日現在（単位：人）

区 分	施設	定員	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
計	29	2,060	1,790	48	141	231	441	447	482
公立保育園	12	870	775	23	73	86	197	190	206
私立保育園	9	615	660	23	60	122	135	155	165
へき地保育園	4	190	170	2	8	20	37	48	55
私立幼稚園	3	365	177				70	52	55
つくし園	1	20	8			3	2	2	1

※公立・私立保育園児童数には広域入所委託児童を含む

（資料：子育て支援課）

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
ファミリー・サポート・センターの登録者数 ※育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が 会員として登録する人数	制度なし (平成 22 年度末)	150 人 (平成 27 年度末)

施策の展開

1. 保育サービスの充実

- ①障がい児保育を充実させて社会参加や自立を支援するとともに、障がい児の保護者を支援します。
- ②延長保育や休日保育、乳児保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスを充実します。
- ③地域における子育て支援活動と連携しながら一時預かりを充実して、核家族や身近に親族が少ない世帯でも安心して子育てができるように支援します。
- ④病気の回復期にあって保育が必要な児童に対する病児・病後児保育を充実して、専門的な体制の下で保護者が安心して育児と仕事を両立できるように支援します。
- ⑤保護者の勤務の都合や里帰り出産などにより、他市町村の保育所への入所や他市町村から本市の保育所への入所もできるよう広域入所保育を実施し、子育てを支援します。
- ⑥公立保育園においては、少子化の進行や施設の老朽度を考慮し、必要な施設整備や改善を行うとともに、私立保育所、へき地保育所及び幼稚園との均衡を図りながら、民営化を含め施設の配置と定員の適正化を進めます。

【主要事業】

- ・特別保育助成事業
- ・公立保育所特別保育推進事業
- ・病児・病後児保育事業

2. 子育て支援の充実

- ①地域子育て応援カード事業を実施し、行政や地域が協力し合い子育てを応援する地域づくりを目指します。
- ②各種講座や教室などの開催、家庭児童相談室や子育て支援センターの充実などにより、子育てに関する相談支援体制を充実します。
- ③ブックスタート事業を実施して、情緒豊かな児童の育成と読み聞かせを通じた親子のふれあいの大切さを啓発します。
- ④放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の実施施設とサービスを充実し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。
- ⑤子ども手当の支給や出生祝金の支給など、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- ⑥乳児と児童の医療費助成については、さらに対象児童を拡大しながら実施していきます。

【主要事業】

- ・地域子育て応援カード事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・ブックスタート事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子ども医療費助成事業
- ・児童福祉施設整備事業（放課後児童クラブ施設整備）

3. 地域との連携強化

- ①地域活動事業を充実して、保育園を住民に開放するとともに、地域子育て支援事業や子育て支援グループ育成事業を充実して、地域全体で子育てを支援する基盤を作ります。
- ②ファミリー・サポート・センターを設立して、保育の援助を受けたい人と援助したい人との仲介を行い、地域における子育てを支援します。
- ③子どもたちの遊び場や通園通学路の安全を確保し、安心できる子育て環境を整備します。

【主要事業】

- ・地域子育て支援センター事業
- ・ファミリー・サポート・センター運営事業

4. 児童虐待の早期発見と防止体制の強化

- ①児童虐待に関する情報や相談窓口を周知し、市民ぐるみで虐待を容認しない意識の醸成に努めます。
- ②乳幼児健診時や子育て支援センターにおける相談活動を強化し、育児に関する保護者の不安やストレスの軽減に努めます。
- ③要保護児童対策地域協議会を設置し、保育所、幼稚園、学校、医療機関、民生委員、児童委員などの関係機関と連携しながら、虐待を早期に発見し、速やかな対応に努めます。

【主要事業】

- ・家庭相談員活動事業
- ・要保護児童対策地域協議会運営事業

現状と課題

- 配偶者との死別に加えて、近年の離婚増加により、ひとり親となる世帯が増加しています。このため親と子の精神的な安定を図るとともに、自立に必要な相談・支援を行う必要があります。
- 母子世帯のうち、専業主婦などであった母は、比較的就業経験が乏しいことや技能も十分でない場合もあり、また、子の養育などのために就業形態に制限があるなど、就業の場が得にくい状況にあります。このため、求職活動などについて支援を行う必要があります。
- 近年、配偶者からの暴力、特に夫から妻に対する暴力などが大きな社会問題となっていますが、被害が潜在しがちであるため、その実態については把握が困難となっています。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV⁵⁾防止法)が制定されて以来、市民の意識も高まり、妻から保護を求めてくるケースなどDVの相談が増加しているため、迅速な対応と確実な保護が必要です。

1. ひとり親世帯の自立に向けた支援の充実

①ひとり親世帯の自立支援については、医療費助成、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付などによる経済的支援を実施するとともに、母子自立支援員の設置を目指しながら、相談・支援体制を整え、ひとり親の精神的不安の解消と自立へ向けた支援に努めます。

【主要事業】

- ・児童扶養手当支給事業
- ・ひとり親家庭等医療費助成事業

2. 母子世帯の母の求職活動に関する支援

①母子世帯の母の求職活動に関する支援については、職業能力開発や就業相談など国、県の制度を積極的に活用するとともに、母子家庭等就業自立支援センターやハローワークと連携を強化し、求職活動を支援して経済的自立を促進します。

【主要事業】

- ・母子家庭自立支援教育訓練給付金交付事業

3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

- ①広報活動を通じてDVに関する意識の高揚を図ります。
- ②民生委員、児童委員などの協力を得ながら、DVに関する情報の収集に努めます。
- ③配偶者暴力相談支援センターや女性福祉相談所、警察署、女のスペース⁶⁾などとの連携により迅速な対応を図ります。
- ④緊急一時保護施設など被害者を保護する場所の設置について検討します。

【主要事業】

- ・母子生活支援施設措置費事業

5)DV：夫や恋人といった親しい関係にある男性が、女性にふるう暴力<ドメスティック・バイオレンス>のことをいう。なぐる、ける、といった身体的な暴力だけでなく、どなる、ひどい言葉を投げつけるなど、言葉による暴力も含まれる。

6)女のスペース：女性たちが共に手を取り合い、励まし合い、支え合って、解決の道を考えながら草の根活動に取り組んでいるNPO団体。

現状と課題

- 少子高齢化が進行し 65 歳以上人口が 50% を超える、いわゆる高齢化集落が増加し、農作業や日常生活など個人や世帯での課題のほか、行事や共同作業など集落維持活動にも支障が生じる場合があります。このため、集落の維持や再編の検討も含めた制度的な支援のほか、地域間の連携や市内外の人材活用など、継続的な支援活動が必要になっています。
- 高齢化集落の一手手前の状況となっている集落も多くあることから、現実と将来展望を見定めながら、地域住民が引き続き安心して暮らしていくための仕組みづくりが求められます。
- 近年、山間地だけでなく市街地でも高齢化が進んでいます。高齢化の進行により生ずる課題は多様化しており、その地域の歴史・文化を踏まえた柔軟な対応が必要となっています。

1. 高齢化集落支援の一元的推進

- ①各分野別に推進している高齢化集落への支援事業の一元化を進め、集落維持や再編の可能性など、今後進むべき方向を、関係者や関係団体などとともに策定します。
- ②具体的なニーズを掘り起こし、画一的でない、個々の集落の課題に応じた実効性の高い支援策を検討・実施します。

2. 人材活用による支援強化

- ①期限を設けて設置されている里山センターや地域おこし協力隊など、高齢化集落の支援活動を推進する人材を積極的に活用・支援するとともに、継続的に人的支援を中心とした施策を実施します。

【主要事業】

- ・高齢化集落支援（地域おこし協力隊設置）事業

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
地域おこし協力隊等支援活動人材の配置	5人 (平成 21 年度末)	20人 (平成 27 年度末)

現状と課題

- 急速な少子高齢化の要因のひとつに、非婚化・晩婚化の流れがあります。この遠因として、社会環境や個人の価値観の多様化などによる結婚・出産に対する意識の変化や、男女の出会い機会の減少などが挙げられます。
- 近年、地域内での紹介、調整などのコミュニティ機能が低下し、結婚を望む人のための社会全体の支え合いの仕組みが弱まっていることから、行政による直接・間接の結婚相談や独身男女の出会いの場を提供するイベントの開催、若者の自主的交流活動を活性化させるための支援が望まれています。

1. 出会い・相談機会の充実

- ①結婚を希望する男女の紹介・相談をするための人材育成や機能を充実させます。
- ②未婚の男女に出会いの場を提供する催しなどを、企業や団体などと連携して実施します。
- ③市内の若者が主体となって実施する交流活動などを支援します。

【主要事業】
・結婚促進事業

現状と課題

- 車社会の進展に伴い、交通事故は跡を絶ちません。特にここ数年、高齢者が関わる事故が増加しています。かけがえのない市民の命を守るため、市民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進する取組を進める必要があります。
- 交通安全教育を担う大きな柱となっている交通指導員は、各地区での指導方法などに違いがあることから、地区相互の連携ができない状況となっています。このため、研修機会の充実を図り、地区相互間の協力体制を構築することが必要です。また、地区交通安全協会や事業所の安全運転管理者部会などの組織とも連携し、地域や事業所から交通事故を起こさない意識づくりに向けた取組が必要です。
- 交通事故の被害者や交通遺児などがある被害家庭は、身体的、精神的、経済的に大きな負担を強いられます。こうした被害者の社会復帰や被害家庭の救済のための対策をより充実させる必要があります。
- 交通事故が発生する原因の一つとして、道路、施設などの不備があります。事故が多発している箇所の点検を行い、必要な改良を実施するほか、交通安全施設を計画的に整備し、原因の排除に努めることが必要です。
- 安心して生活できる環境を確保するためには、幹線道路、生活道路、通学路など、地域の特性に応じた適切な交通規制を関係機関に働きかけることが必要です。
- 歩行者や自転車と車とが混在する区間が多く、常に危険が伴っています。このため、歩行者、自転車の安全を確保し、安心して通行できる空間の整備を進める必要があります。また、冬期は降雪により道路幅員が減少し、歩行者が事故に遭う危険性がより高くなるため、歩行者用の空間を確保する必要があります。

十日町警察署管内の交通事故件数の推移

(単位：件)

区 分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年
交通事故件数	368	337	279	252	250

(資料：十日町警察署)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
十日町警察署管内の交通事故件数	250 件 (平成 21 年)	220 件 (平成 27 年)

施策の展開

1. 交通安全教育の充実

- ①子どもから高齢者まで、年代に即した体系的な交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ります。
- ②高齢者に対しては、運転免許保有者も増えていることから、老人クラブなどと連携した参加・実践型の高齢者安全教育を実施するとともに、運転免許の自主的な返納を奨励します。

【主要事業】
・交通安全対策事業

2. 交通安全指導者の養成と確保

- ①交通指導員に対する研修を実施して、指導方法の統一化を図ることにより、指導員相互の協力体制を構築します。
- ②交通安全指導に熱意を持ちボランティア精神にあふれた人を交通指導員に採用し、養成します。

【主要事業】
・交通安全対策事業

3. 地域・関係機関が連携した交通安全意識の啓発

- ①地区交通安全協会、学校、事業所、警察、行政など関係機関が連携して、きめ細かな安全講習会や街頭活動などを実施し、交通事故撲滅への意識啓発を図ります。

【主要事業】
・交通安全対策事業

4. 被害者救済対策の推進

- ①新潟県交通災害共済制度の普及を促進します。
- ②交通遺児等援助基金による交通遺児への援助を充実します。
- ③交通事故相談窓口の周知を図り、交通事故被害者の救済を支援します。

【主要事業】
・交通遺児等援助事業

5. 事故多発区間の解消

- ①事故多発の要因を調査し、必要な道路改良や道路標識の適切な設置などの対策を図ります。
- ②信号機の設置や指導取締り、さらに交通実態に即した適切な交通規制などについて、地域と連携し、関係機関に働きかけます。

【主要事業】
・交通安全対策事業（道路関係）

6. 交通安全施設の整備

- ①交通危険箇所については、地域や関係機関と連携し、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を計画的に整備します。

【主要事業】
・交通安全対策事業（道路関係）
・交通安全特別交付金充当事業

7. 歩行者・自転車利用者への配慮

- ①歩道や自転車道の整備を進め、通行者の安全な空間の確保に努めます。
- ②冬期間における歩道除雪を推進し、歩行者の安全確保を図ります。

【主要事業】
・交通安全対策事業（道路関係）
・道路整備事業（歩道整備）

現状と課題

- 身近な場所での子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪が増加しており、防犯活動の重要性は日増しに強くなってきています。犯罪のないまちづくりの第一歩として、引き続き市民一人一人の防犯意識を高める取組が必要です。
- 自分の身は自分で守り、地域は地域で守ることを基本的な考えとして、市民の自主的な取組を促し、それに対して行政や関係機関が支援していく必要があります。犯罪の起こりにくい環境を一体となつてつくっていくことが必要です。
- 安全や性能に問題のある商品や不必要なものを買わされてしまったり、違法な利息で金融業者から借金をしてしまったりと、消費生活に関する問題が深刻化しています。このような消費者問題の解決に向けた取組が必要です。

十日町警察署管内の刑法犯罪発生件数の推移

(単位：件)

区 分	17年	18年	19年	20年	21年
刑法犯罪発生件数	485	367	373	342	362

(資料：十日町警察署)

【まちづくりの目標値】

項 目	現 状	目 標
十日町警察署管内の刑法犯罪発生件数	362件 (平成21年)	320件 (平成27年)

1. 防犯意識の啓発

- ① 防犯活動に対する市民の関心と理解を深めるため、積極的な広報活動と防犯パトロールを実施します。
- ② 不審者情報、犯罪情報などを広く市民に提供するとともに、学校や地域における防犯教育を推進し、市民全体で互いに支え合う防犯思想の普及に努めます。

2. 地域・関係機関の連携の強化

- ① 防犯協会・警察・学校などと密接な連携を取りながら、研修会や防犯環境の点検を実施し、犯罪の未然防止に努めます。
- ② 夜間の犯罪や事故を防止するため、地域や事業所の協力を得て防犯灯の整備を促進します。
- ③ 道路、公園、駐車場などの施設は、犯罪の未然防止に配慮した整備を行います。

3. 消費者保護対策の充実

- ① 消費者問題の被害者を救済し、多重債務者を生活再建に導くため、消費生活相談や多重債務相談などを充実します。

【主要事業】

- ・ 消費生活相談所設置事業
- ・ 多重債務相談事業

現状と課題

- 平成16年10月23日に発生した中越大震災で甚大な被害に遭い、地震の教訓を学び、復旧から復興を目指し、平成17年9月に震災復興計画を策定しました。平成19年7月16日には中越沖地震が発生し再び被災しましたが、国県や(財)新潟県中越大震災復興基金、(財)新潟県中越沖地震復興基金の補及び連携により、住宅や地域コミュニティの再建、農業商工業の再建、道路や上下水道などの社会資本基盤の復旧、さらに観光キャンペーンなど様々な復興事業の取組を行い、現在は震災前の生活をおおむね取り戻しています。しかし、被災住宅再建の既申請者への助成継続や震災で恐怖や不安を抱えた被災者へのケアなどは、引き続き必要となっています。

施策の展開

1. 被災住宅の支援

- ①被災住宅の建替え・修繕に伴う経費について、(財)新潟県中越大震災復興基金及び(財)新潟県中越沖地震復興基金による融資に際しての利子の一部を補助する制度を活用しながら、既申請の個人住宅の再建を支援し、自立復興を促進します。

2. 心のケア

- ①被災した市民への心の健康相談などを引き続き実施します。

現状と課題

- 消火、救急・救助及び予防活動の推進に向け十日町地域広域事務組合（十日町市・津南町）では、常備消防（消防本部等）と非常備消防（消防団）の連携により市民の生命と財産の保護に努めています。しかし、地域消防防災活動の中心的役割を担う消防団員の担い手の確保が課題となっています。また、地域防災力の質を高めるには、消防団、地域自主防災組織及び事業所などの連携強化を進めることが必要です。
- 災害の大規模化、特殊災害等の多種多様な災害に対応するため、消防防災業務は拡大傾向にあります。これらに迅速かつ的確に対応するため、消防救急無線のデジタル化や指令業務の共同運用化など消防通信体制の充実が必要です。
- 救急需要に対応するため、救急体制の充実は不可欠であり、救急救命士の増員や救急資機材の強化、車両整備などが必要です。また、救命率を上げるために、市民への応急手当の普及と啓発などが必要です。
- 火災以外の大規模地震に対応した自衛消防力の確保や小規模施設における防火安全対策など、一層の予防体制の充実と予防業務の高度化・専門化が必要です。また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、住宅用火災警報器の普及啓発などの取組が必要です。
- 消防体制の充実と施設設備の効率化を進めるため、消防庁舎を統廃合し効果的運営を図る必要があります。

十日町市火災発生状況の推移

区分 年次	火災発生件数					建物焼損 面積(m ²)	損害額 (千円)
	建物	林野	車両	その他	計		
平成 19 年	24	6	2	10	42	2,609	143,359
平成 20 年	17	7	2	6	32	1,205	81,573
平成 21 年	12	4	1	22	39	1,342	96,936

十日町市消防団員数の推移（実員）

（単位：人）

年次	計	団本部	十日町方面隊	川西方面隊	中里方面隊	松代方面隊	松之山方面隊
平成 19 年	2,103		1,028	326	330	204	215
平成 20 年	2,071		1,021	319	328	198	205
平成 21 年	2,066	23	1,014	310	322	195	202

（資料：十日町地域広域事務組合）

【まちづくりの目標値】

項目	現状	目標
100人当たりの消防団員数と実団員数	3.4人 2,066人 (平成21年度)	3.6人 1,960人 (平成27年度)
十日町地域消防本部 救急救命士数	15人 (平成21年度)	25人 (平成27年度)
普通救命講習の受講率と受講者数 ※受講率 = 普通救命講習の受講済人数 / 総人口	受講率 13.8% 8,344人 (平成21年度)	受講率 25% 13,800人 (平成27年度)
住宅用火災警報器の普及率	普及率 34.6% (平成21年度)	普及率 100% (平成27年度)
住宅防火防災講習の受講率と受講者数 ※受講率 = 住宅防火講習の受講済人数 / 総人口	受講率 9.8% 5,900人 (平成21年度)	受講率 22% 12,000人 (平成27年度)

施策の展開

1. 地域における防災力の強化

- ① 地域における自助・共助の向上による総合的な防災力強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団員の維持確保及び消防団と地域自主防災組織との連携強化の促進に努めます。

2. 消防防災体制の充実

- ① 消防機関の災害対応力及び安全管理体制を強化し、消防救急無線のデジタル化、指令業務の共同運用の検討を進めます。
- ② 緊急消防援助隊の訓練に積極的に参加するとともに、訓練を通じて救助技術の一層の向上と高度化に努めます。
- ③ 消火・救急・救助など、各種資機材・車両整備を計画的に図りながら組織体制の強化を行います。

【主要事業】

- ・ 消防救急デジタル無線整備事業
- ・ 消防施設・車両機器等整備事業

3. 救急救命体制の充実

- ① 円滑な救急搬送や医療機関への受入体制を構築するため、引き続き消防と医療の連携を推進します。
- ② 救命率向上のため、救急救命士の養成及び市民による応急手当の普及と指導者育成、救急隊員による救急業務の高度化並びにメディカルコントロール⁷⁾体制の充実を図ります。

【主要事業】

- ・ 消防救急デジタル無線整備事業

4. 身近な生活における安心・安全の確保

- ① 既存住宅の住宅用火災警報器設置促進を強化し、設置率 100%、住宅火災死者数ゼロを目指します。
- ② 地域や事業所等にある消防組織の機能を有効発揮できるよう初期活動や避難誘導などの指導助言を行います。
- ③ 防火・防災意識の啓発活動を推進します。また、安全な燃焼機器等の普及や製品火災事故の防止など、予防業務の複雑化・高度化に対応するため、専門的な予防技術資格者の養成に努めます。

5. 消防庁舎の統廃合と防災拠点の建設

- ① 消防本部・署と西分署を統合し、新たに防災拠点としての機能を有した新庁舎を建設し、消防防災体制の充実強化と効率的な財政運営を目指します。

【主要事業】

- ・ 消防本部庁舎整備事業

7)メディカルコントロール：救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士などが医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及び検証して、医療行為の質を保障すること。

現状と課題

- 中越大震災においては、身近なコミュニティの有無により、地域の避難誘導や避難所運営などに大きな差が生じました。行政や関係機関の救助には限界があることから、自助・共助・公助を基本的な考えとして、地域やNPO組織などが行政と役割を分担し、補完し合う仕組みをつくる必要があります。また、震災により多くの市民が地域コミュニティの必要性を再認識しました。このため、今後はより一層、地域コミュニティの活性化に努める必要があります。
- 災害時には多くの情報伝達が必要であり、その手段の確保が重要です。現在は防災行政無線や電話のほか、民間コミュニティ放送と連携したFM緊急告知端末を市内の全世帯・全事業所に配置を進め、平成23年度中には屋内滞在者への一斉伝達が可能となります。しかし、防災行政無線施設の老朽化とデジタル化への対応、併せて屋外滞在者への情報伝達が課題となっています。特に、山間地域では、情報の途絶による孤立は住民の大きな不安を招くことになります。このため、民間の通信システムの利用や地域イントラネットを活用した情報伝達の新しい情報システムなどを調査研究し、どのような状況の中でも情報伝達手段を確保できる複数の情報システムを整備する必要があります。
- 災害時の避難や救助活動を円滑に進めるためには、日ごろから市民に対し危険箇所の周知徹底を図り、災害時に速やかな避難行動が取れる体制づくりが必要です。
- 国民保護法の制定に基づき市では国民保護計画を策定しましたが、想定される武力攻撃やテロに対する市民の関心は必ずしも高いとはいえません。このため、市民を対象とした啓発活動を行い、理解と関心を深める必要があります。

【まちづくりの目標値】

項目	現状	目標
自主防災組織に参加している世帯の割合	97.8% (平成21年度末)	100% (平成27年度末)
携帯メール等情報伝達事業の 携帯メールの登録割合(携帯電話所持者)	—	60%

施策の展開

1. 助け合い、支え合うまちづくりの推進

- ① 町内や地域単位の自主防災組織の設立や指導者の資質向上のため、防災リーダー研修会の実施や組織の設立・活動などを支援します。
- ② 専門知識を有するNPO組織などと、防災研修や施設整備における助言などの連携体制を構築します。

【主要事業】

- ・ 自主防災組織育成事業

2. 情報伝達手段の確保

- ① 災害情報を速やかにかつ的確に伝達するため、地域イントラネットなどを活用した新たなシステム、コミュニティFMラジオ放送、防災行政無線と消防無線のデジタル化の連携、携帯メールによる情報配信など、特性を生かした複合的な情報伝達システムを維持整備します。
- ② 災害時に活用可能となるように、民間コミュニティFM局などとの連携体制を強化します。

【主要事業】

- ・ 緊急情報等告知システム構築事業
- ・ 新情報収集伝達システム整備事業
- ・ 防災・災害対策・応急措置事業（携帯メール等情報伝達事業）

3. 災害危険箇所等の周知

- ① 土砂災害や水害及び地震のハザードマップ⁸⁾を活用し、市民に危険箇所の周知徹底を図るとともに、災害に適切に対応できるような体制づくりを整備します。

4. 国民保護の意識啓発

- ① 十日町市国民保護計画の周知に努めながら、計画への理解と関心を深めます。

【主要事業】

- ・ 国民保護事業

8) ハザードマップ：発生が予想される災害の箇所や規模を、避難場所や避難経路などとともに示した地図。